

村山市教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	村山市教育委員会
任命権者	村山市教育委員会教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
村山市教育委員会における障害者雇用に関する課題	<p>村山市教育委員会の雇用率は令和元年6月1日現在、3.19%であり法定雇用率を満たしている。今後は、村山市との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況報告を行う。</p> <p>障害を有する職員の特性に応じた活躍のために、職場環境や業務内容等に対する意見や要望を聞くなど、丁寧な取り組みを継続していく必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>職員は、村山市からの出向職員で構成されており、障害者に限定した独自の職員の募集・採用は行っていない。</p> <p>令和2年度からは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第42条第1項の規定に基づく特例認定（令和2年3月9日付山形労発安0309第2号）を受けており、村山市長が設定する目標と同様とする。</p>
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○職員は、村山市からの出向職員で構成されており、障害者雇用推進者は市長部局と同一の総務課長を選任する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
4 その他	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。